

令和6年函審第2号

裁 決
交通船A乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 三級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年9月1日16時28分半僅か前

北海道石狩湾港

2 船舶の要目

船種 船名 交通船A

総トン数 113トン

全 長 26.30メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,790キロワット

3 事実の経過

Aは、洋上風力発電施設の整備工事に従事し、2機2軸2舵を有する船尾船橋型軽合金製交通船兼作業船で、船橋の操舵室前部中央やや右舷側に操縦席、その右手側肘掛けに舵操作レバー及びジョイスティック、同席左手側肘掛けに機関遠隔操作レバー、操縦席前方にGPSプロッター及びレーダー各2台を装備し、a受審人ほか2人が乗り組み、作業員6人を乗せ、同員移送の目的で、船首1.5メートル船尾2.2メートルの喫水をもって、令和5年9月1日07時30分石狩湾港を発し、同港の北防波堤西方沖合の風力タービン施設に向かった。

ところで、石狩湾港は、石狩湾に面し、岸線から約1,000メートル西方に、周囲に消波ブロックが設置され、岸線に沿ってほぼ南北方向へ延びる長さ約4,500メートルの北防波堤が築造されており、その北端に石狩湾港北防波堤北灯台（以下「石狩北灯台」という。）が設置されていて、北防波堤の西方沖合に発電用の風力タービン施設14基が2列にわたって設置されていた。

また、a受審人は、発航前の8月30日及び翌31日が休暇であり、両日共8時間以上の睡眠を確保しており、発航日の睡眠時間が約6時間であったものの、安眠できていて疲れ等もなく、睡眠不足の状態ではなかった。

発航に先立ち、a受審人は、操舵室に装備された船橋航海当直警報装置（以下「当直警報装置」という。）が、センサーによって当直者の動きを感知するものではなく、設定した時間内にリセットボタンを押さないと警報が作動するもので、入出航作業や作業員を風力タービン施設に移送させている最中に警報音が鳴ることがあることから、当直警報装置を作動させなかった。

a受審人は、07時46分北防波堤西方沖合のIS103と称され

る風力タービン施設（以下「103風車」という。）に作業員2人、08時02分103風車北東方のIS104と称される風力タービン施設（以下「104風車」という。）に作業員4人をそれぞれ移送させて付近海域で漂泊して待機し、14時39分103風車から作業員2人を収容したのち、104風車から作業員を収容するためにその付近に移動して漂泊を始めたものの、風によって圧流されるので、潮上りを繰り返しながら漂泊を続けた。

a 受審人は、104風車から離れたので再度潮上りを行うこととし、16時22分漂泊を中断して発進し、操縦席に腰を掛けた姿勢で単独の操船に当たって南下を始め、16時23分半僅か過ぎ石狩北灯台から226度（真方位、以下同じ。）1.9海里の地点で、針路を140度に定め、4.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

16時24分半僅か過ぎ a 受審人は、石狩北灯台から224度1.9海里の地点に達したとき、周囲に船舶がいなかったことから、気が緩んで眠気を催し、同じ姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、それほど強い眠気ではなく、手動操舵を行っていたので、まさか居眠りに陥ることはないと思い、立った姿勢で操船するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、間もなく居眠りに陥り、北防波堤に向首したまま続航し、16時28分半僅か前石狩北灯台から214度1.9海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、北防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は雨で風力4の南東風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首船底外板に亀裂等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、石狩湾港において、潮上りのために航行中、当直警報装置を作動させなかったばかりか、居眠り運航の防止措置が不十分で、北防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、石狩湾港において、潮上りのために操縦席に腰を掛けた姿勢で単独の操船に当たって航行中、周囲に船舶がいなかったことから気が緩んで眠気を催した場合、同じ姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、居眠り運航とならないよう、立った姿勢で操船するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、それほど強い眠気ではなく、手動操舵を行っていたので、まさか居眠りに陥ることはないと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、間もなく居眠りに陥り、北防波堤に向首進行して消波ブロックへの乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 5 月 28 日

函館地方海難審判所

審判官 米 倉 毅